［条を削る。］

第二十八条　削除

（研究開発部の所掌事務）

第三十条　研究開発部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

（生徒指導・進路指導研究センターの所掌事務）

第三十八条　生徒指導・進路指導研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

（幼児教育研究センターの所掌事務）

第四十二条　幼児教育研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　幼児に対する教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（基礎研究部に置く課）

第二十七条　基礎研究部に、基礎研究課を置く。

（基礎研究課の所掌事務）

第二十八条　基礎研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基礎研究部の所掌事務に関し、企画し、及び立案すること。

二　基礎研究部の所掌事務に関する庶務に関すること。

三　初等中等教育の教育課程に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと（幼児教育研究センター及び研究開発部の所掌に属するものを除く。）。

四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程に関する援助及び助言を行うこと（幼児教育研究センター及び研究開発部の所掌に属するものを除く。）。

（研究開発部の所掌事務）

第三十条　研究開発部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと。

二・三　［略］

（生徒指導・進路指導研究センターの所掌事務）

第三十八条　生徒指導・進路指導研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと。

二・三　［略］

（幼児教育研究センターの所掌事務）

第四十二条　幼児教育研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　幼児に対する教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するもの及び幼児に対する教育の教育課程の実施に関する政策に係るものを除く。）。

二・三　［略］

（社会教育実践研究センターの所掌事務）

第四十四条　社会教育実践研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会教育指導者及び社会教育に関する事業（以下「社会教育事業」という。）に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

（文教施設研究センターの所掌事務）

第四十八条　文教施設研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文教施設の整備に関する施策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

（総括研究官の総数）

第五十条　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、四十人とする。

備考　表中の［　］の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣　柴山　昌彦

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、七四五人」を「一、七五〇人」に改め、同表スポーツ庁の項中「一二一人」を「一二二人」に改め、同表文化庁の項中「二六〇人」を「二六一人」に改め、同表合計の項中「二、一二六人」を「二、一三三人」に改める。

（幼児に対する教育の教育課程の実施に関する政策に係るものを除く。）。

二・三　［略］

（社会教育実践研究センターの所掌事務）

第四十四条　社会教育実践研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会教育指導者及び社会教育に関する事業（以下「社会教育事業」という。）に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと。

二・三　［略］

（文教施設研究センターの所掌事務）

第四十八条　文教施設研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文教施設の整備に関する施策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと。

二・三　［略］

（総括研究官の総数）

第五十条　第十二条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、四十三人とする。